

やまぐちジュニアアーチェリークラブ保護者会 会則

(名称等)

第1条 この会は「やまぐちジュニアアーチェリークラブ保護者会」(以下「本会」と称し、所在地をやまぐちジュニアアーチェリークラブ(以下「クラブ」)内に置く

(目的)

第2条 クラブの運営を支援し、安全で、且つ充実した活動が行えるようにすることを目的とする

(会員)

第3条 本会はクラブ団員の保護者及び目的に賛同する者で構成し、クラブに入団した団員の保護者は、同時に本会に入会し、退団と同時に退会する

(役員)

第4条 本会に次の理事・業務担当役員を置く

- (1) 会長 1名(理事)
- (2) 副会長 若干名(理事)
- (3) 理事 4名(総務・会計・広報・大会イベント担当の各代表者)
- (4) 業務担当役員 全会員

(役員を選出及び選任)

第5条 第4条の役員は、保護者会で選出する

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し業務を総括する
副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する
理事は、会長の命を受けて会務を処理する
業務担当役員は、理事を補佐する

(役員任期)

第7条 役員任期は、総会後の4月1日から翌年3月31日までとする
理事は再任を妨げないが、連続して3年を超えないものとする

(会議)

第8条 毎年1月に保護者会を開催する
但し、会長が必要と認めたときは臨時保護者会を開催することができる
保護者会は会長が招集し、その議長となる
保護者会は次の事項を承認及び議決する
会則の改定、役員を選出、その他必要な事項
保護者会は、議決権総数(1家庭1名)の3分の2以上の出席(委任状を含む)
をもって成立し、承認及び議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする

(役員会)

- 第9条 役員会は第4条の定める役員をもって構成する
役員会は必要に応じて会長が招集する
役員会は、各担業務に必要な事項の承認及び議決する
承認及び議決は、出席理事（代理出席可）の過半数以上の同意を必要とする

(附則)

- 1 本会則は、2024年4月1日に制定・施行する
- 2 本会則は、2025年1月13日に改定・施行する